

府中町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 府 中 町

事 業 名 : 府中町下水道事業(公共下水道事業)

策 定 月 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成元年度 (32年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度 (人 / ha)	101.74	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有(太田川流域下水道)
処 理 区 数	1処理区(太田川流域下水道瀬野川処理区)		
処 理 場 数	0箇所(本町は、広島県が所管する流域下水道の処理場で汚水処理しています。)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は処理区域の全てを流域下水道に接続しています。また、下水道使用料徴収事務を隣接する広島市に委託しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料(月額・消費税別)

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	【概 要】 基本料金 6㎡まで :695円 超過料金 7㎡～10㎡ : 5円/㎡ 21㎡～ 40㎡ :233円/㎡ 11㎡～15㎡ :106円/㎡ 41㎡～100㎡ :311円/㎡ 16㎡～20㎡ :162円/㎡ 100㎡～ :344円/㎡ 【考え方】 使用水量の多寡に応じた従量料金を設定しており、使用水量が多いほど単価が高くなる累進的使用料体系を採用しています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【概 要】 基本料金 6㎡まで :695円 超過料金 7㎡～10㎡ : 5円/㎡ 21㎡～ 40㎡ :256円/㎡ 201㎡～ 500㎡ :440円/㎡ 11㎡～15㎡ :106円/㎡ 41㎡～100㎡ :326円/㎡ 501㎡～1000㎡ :472円/㎡ 16㎡～20㎡ :177円/㎡ 101㎡～200㎡ :395円/㎡ 1001㎡～ :495円/㎡ 【考え方】 「一般家庭用」と同様の使用料体系を採用しています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【概 要】 プール及び土木工事等 :177円/㎡ 公衆浴場用 基本料金 6㎡まで:695円 超過料金 7㎡～10㎡ : 5円/㎡ 21㎡～ :35円/㎡ 11㎡～15㎡ :106円/㎡ 16㎡～20㎡ :162円/㎡ 【考え方】 「プール及び土木工事等」、「公衆浴場用」共に、使用水量の多寡に応じた従量料金を設定していますが、「プール及び土木工事等」については、使用料の単位当たりの単価は使用水量に関わらず固定となる使用料体系を採用しています。「公衆浴場用」については、使用水量が多いほど単価が高くなる累進的使用料体系としていますが、一定の使用水量(20㎡)を超えると単価は低廉化します。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,055 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度(税込み)	2,859 円
	平成30年度	2,055 円		平成30年度(税込み)	2,856 円
	令和元年度	2,055 円		令和元年度	2,661 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業(町民生活部下水道課)の職員数:16人 (技術職10人、事務職4人、会計年度任用職員(事務補助)2人(うち1人は、一般会計支弁職員))
事 業 運 営 組 織	町 長 — 副 町 長 — 町民生活部長 — 下水道課長 【町民生活部下水道課(16人)】 総務係(7人) 設備係(4人) 工務係(4人)

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	ポンプ場の運転管理や水質検査等を民間業者に外部委託しています。
	イ 指定管理者制度	特にありません。
	ウ PPP・PFI	特にありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特にありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特にありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表(令和元年度決算)」を添付しています。
 経営比較分析表は、総務省の通知に基づく全国共通の経営指標を活用し、経年比較や全国及び類似団体との比較、複数の指標を組み合わせて分析を行ったもので、府中町下水道事業における経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握することを目的として作成しています。
 なお、本経営戦略の事後評価にも、経営比較分析表を活用します。

2. 経営の基本方針

府中町が目指す都市計画の実現に向けて、下水道が担う役割を果たすため、3つの基本方針を掲げます。

【基本方針1：快適な暮らしを実現する下水道】

衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水循環の創出を図るため、地域に最も適した整備手法を取り入れ、汚水人口普及率100%を目指します。また、下水道処理区域では、下水道に接続することが下水道法の規定によって義務付けられており、町民が公平な負担で支えなければ、健全な下水道経営が困難であることを理解していただけるよう努めます。

【基本方針2：安心な暮らしを実現する下水道】

近年、集中豪雨や大型台風が頻発し、都市機能に甚大な影響を及ぼす被害が顕在化しているため、点検・調査及び修繕・改築を一体的に捉え、長寿命化、耐震・耐水化等、ポンプ場及び雨水管渠の適正な維持管理に努めます。

【基本方針3：愛着のある暮らしを実現する下水道】

一旦、供用を開始した下水道は永続的に停止することができないため、機能維持を図るためには、今後、施設の再構築も必要となり、これまで以上に経費の増加が予想されます。一方、主要な財源となる使用料収入は、節水化等、町民のライフスタイルの変化により減少する可能性もあり、企業会計方式に基づいた更なる経営の効率化、経営基盤の強化を図っていきます。また、快適で安心な暮らしを提供し、その上で、下水道に対して愛着を持っていたけように環境を守る下水道のPRに努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

「経営の基本方針」を実現するため、未普及地域の整備、汚水管路及び雨水施設の長寿命化対策に集中投資を行います。収益的収支で確保した資金(損益勘定留保資金)を投資の財源に補填し、一般会計からの繰入金(基準外繰入金)に依存しないよう、必要に応じて投資の見直しを行います。

(1)未普及地域の解消(計画期間内事業費18億2,500万円)

令和7年度末の公共下水道整備概成まで事業費13億2,900万円を集中投資し、計画的な整備区域の拡大を図ります。

(2)長寿命化対策(同31億9,700万円)

維持管理・改築・修繕の最適化を図るため、平成28年度に雨水ポンプ場及び雨水幹線ストックマネジメント計画を、平成30年度に汚水管路ストックマネジメント計画を策定し、施設等の老朽化対策を進める計画としています。施設の長寿命化に関する投資はこの計画に基づき行い、より安定的な下水道サービスの提供と投資の平準化を図ります。また、施設の耐震・耐水化も合わせて進めていきます。

(3)建設改良事務費(同6億1,400万円)

(1)、(2)の事業を実施するための職員給与等の経費です。令和3年度の人員(7人)体制、給与等の見込みをベースとして推計しています。令和7年度末に公共下水道整備が概ね完成した後、業務内容、業務量及び業務の重要度の変化により、職員配置等について見直しを検討していきます。

(4)流域下水道建設負担金(同3億4,000万円)

広島県施行太田川流域下水道の建設負担金です。本計画策定時点での建設計画に基づき計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

下水道事業の財源は、使用料のほかに国庫補助金、企業債、受益者負担金、一般会計繰入金及びその他収入があります。

(1)下水道使用料(計画期間内事業費55億1,400万円)

整備区域からの使用料の増収により、令和12年度には令和元年度から5,400万円増(+10%)の5億7,400万円を見込んでいます。使用料収入の見込みは、処理区域内人口、水洗化人口及び有収水量を推計し、それに単位当たりの使用料実績値を乗じることにより算出しています。計画期間内の施設の維持管理及び修繕等の経費は、使用料収入で賄える見通しです。

(2)国庫補助金(同17億7,300万円)

計画期間中の整備事業(汚水管路調査に係る補助を含む。)に応じて見込んでいます。

(3)企業債(同60億4,400万円)

企業債収入も国庫補助金同様、整備事業に応じた額を計上しています。借入額は、毎年の元金償還額以内に抑制して将来負担に配慮した財源確保をしています。

(4)受益者負担金(同5,200万円)

整備が終わった区域内の受益者に整備事業費(建設費)の一部を負担していただくもので、計画期間内の整備規模を基に算出しています。

(5)一般会計繰入金(同49億4,100万円)

雨水処理負担金と政策的に公費負担とされる他会計負担金等があります。他会計負担金は、環境基準達成等の目的のための高度処理に係る経費のほか、汚水施設に係る減価償却費に多くを充てています。雨水処理負担金と合わせて年間5億円程度を見込んでいます。

その他の収入として、広島市域からの流入下水に係る維持管理負担金、水洗便所設備資金貸付金の償還金、取付管設置工事負担金及び受益者負担金に係る延滞金等があります。実績値から推計を行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理に伴う経費、減価償却費及び企業債償還金等の収益的支出を計上しています。	
(1)職員給与費(計画期間内事業費5億1,300万円)	令和3年度の人員(7人)体制及び給与等の見込みをベースとして推計しています。今後施設の老朽化に伴う更新が増えることによる増員も考えられますが、経営の観点から、令和3年度の人員体制等を維持すると見込み、算出しています。
(2)動力費(同7,500万円)	各ポンプ場及び汚水マンホールポンプ施設等の運転管理に必要な電気代及び燃料費に係る経費で、直近3か年の実績平均値から算出しています。一部、自由化された電力業者との契約によりコストダウンを図っています。
(3)修繕費(同4億8,700万円)	修繕費は、ポンプ場設備や管路等、下水施設の経年劣化に伴う機能停止や事故を防止するため、機能維持に必要な経費を見込んでいます。今後は、施設の老朽化に伴い、修繕費の増が見込まれるものの、長寿命化対策やストックマネジメント計画に基づく予防保全を進めた上で、事後保全で対応すべき設備を修繕の対象とすることで、経費の節減に努めることとしています。
(4)委託費(同10億700万円)	各ポンプ場や汚水マンホールポンプ施設等の運転管理や水質検査等の業務について、民間業者に外部委託する経費を本計画策定時点の見積に基づき計上しています。また、広島市への下水道使用料の徴収委託料も調定件数増減を推計し計上しています。
(5)減価償却費・資産減耗費(同80億4,700万円)	事業の進捗に準じ、地方公営企業法に定められた固定資産ごとの耐用年数に応じて、各年度の想定される額を見込んでいます。
(6)支払利息(同7億9,600万円)	企業債の利子償還金について、企業債償還表に基づいた額を計上しています。
その他の支出として、広島県施行太田川流域下水道維持管理負担金、大須地区の施設整備負担金等があり、本計画策定時点での計画に基づき計上しています。	

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	下水道使用料の徴収事務を広島市に委託しています。 また、広島県から「広島県下水道事業広域化・共同化計画」が示されており、今後この計画に基づき、水質検査業務の共同発注や資器材の相互融通、また、技術研修の共同実施等への参加について検討を行います。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に耐用年数を迎える管路はないものの、今後順次実施していく汚水管路のカメラ点検調査の結果によっては、改築・更新の緊急性が予測を超える場合も考えられます。その場合においても、ストックマネジメントの考え方に基づいて施設の更新投資が軽減できるよう、優先順位を考慮した予防修繕や改築を組み合わせ、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用に関する事項について、現在のところ導入を予定していませんが、今後他団体の取組状況を参考にしながら検討を行います。
その他の取組	令和7年度末の公共下水道整備の概成を目指して、計画期間前半に、汚水の整備事業費を集中投資しています(令和3～7年度事業費13億2,900万円)。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収益的収支について計画期間全体としては使用料収入総額で約800万円の黒字(経常損益ベース)と、収支がほぼ均衡しているため、直ちに下水道使用料の見直しが必要な状況にはありません。下水道使用料改定の必要性に関する検証については、令和6年度までに実施しますが、毎年度の事後評価により著しい経常損益の悪化が見られる場合などは、それ以外の年度にも必要性の検証を行います。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加の取組について、資産活用できる遊休地等をほとんど所有していないため、現在のところは導入は予定していませんが、今後他団体の取組状況を参考にしながら検討を行います。
その他の取組	污水管路ストックマネジメント計画に基づく污水管路の点検調査結果によっては、予測を超えた改築・更新が必要となる場合も考えられるため、それら経費の財源確保に向け、計画期間後半の利益剰余金は、建設改良積立金等への積み立てることを今後検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用に関する事項について、現在のところ導入を予定していませんが、今後他団体の取組状況を参考にしながら検討を行います。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、14人体制(収益的収支支弁職員7人・資本的収支支弁職員7人)で職員給与費を計上していますが、令和7年度末に公共下水道整備が概成した後、業務内容や業務量、重要度の変化による職員数及び役割分担の最適化について検討を行います。
動力費に関する事項	既に電力自由化により電力事業参入した業者との契約によるコストダウンを図っていますが、引き続き研究を行い、より低コストな動力費の実現・維持に努めます。また、機器類の更新に際しては可能な限り省エネ機器の導入を検討します。
薬品費に関する事項	府中町下水道事業においては、該当がありません。
修繕費に関する事項	各ストックマネジメント計画により計画的な点検調査や清掃保守点検を実施し、ポンプ場においても運転管理業務と保守点検業務により重大な故障等が発生する前に予防保全措置に努めていきます。また、効率的な修繕工事や委託発注の実施による経費削減を継続して検討します。
委託費に関する事項	委託の拡大など、経費削減の方策について情報収集に努めます。
その他の取組	各種研修会への参加等により、経営マインドを持った人材育成に取り組むと共に、これまで培われてきた職員の知識や技術が途絶えることがないよう、次世代へ継承するための取組を検討していきます。 また、今後企業として費用対効果をより追求しながら、経営を進めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の計画期間の中間点である令和7年度中に見直しを実施します。また、下水道使用料の改定については、令和6年度までに、その必要性に関する検証を行い、中長期的な視点での使用料体系の適正化について検討を行います。 また、毎年度、経営比較分析表の活用等による事後評価を行い、本経営戦略と実績との乖離が著しい場合にも見直しを検討します。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

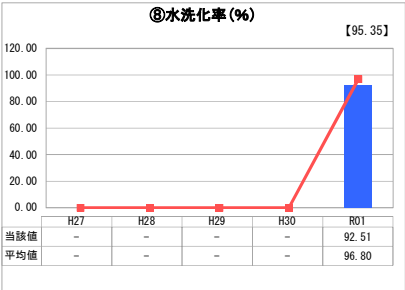
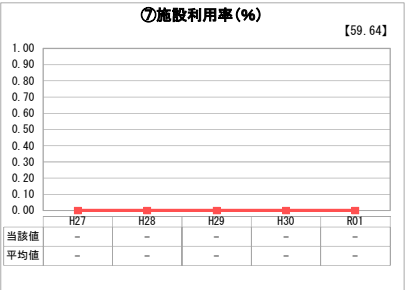
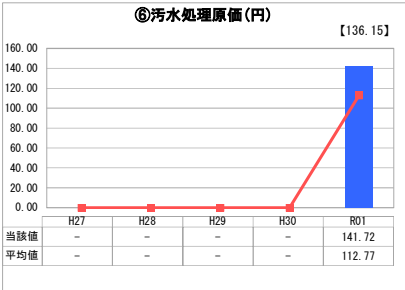
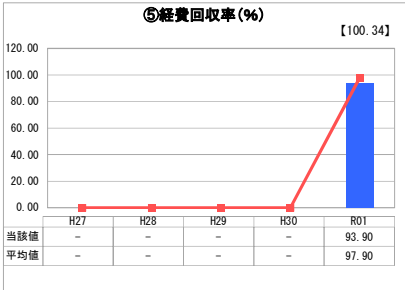
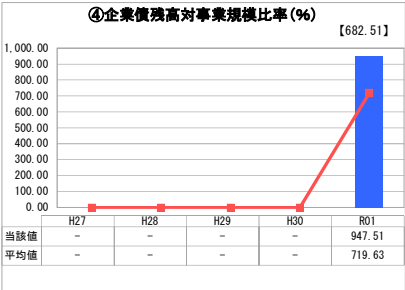
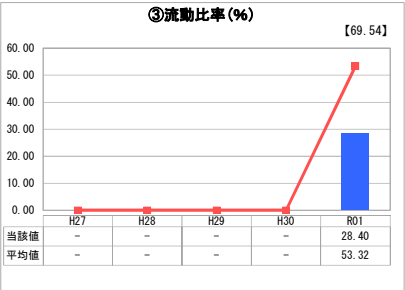
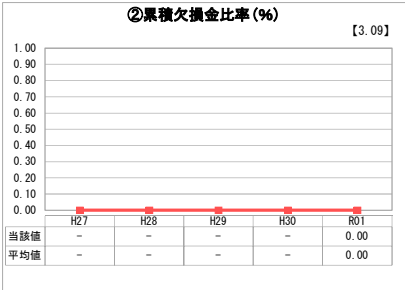
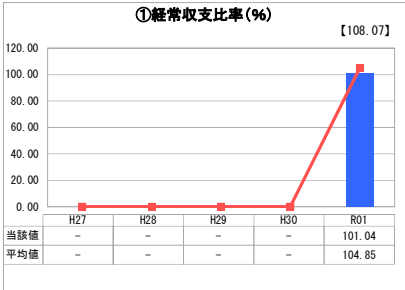
広島県 府中町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ba	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	61.08	98.10	100.00	2,260

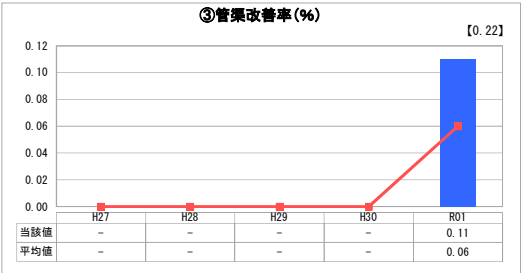
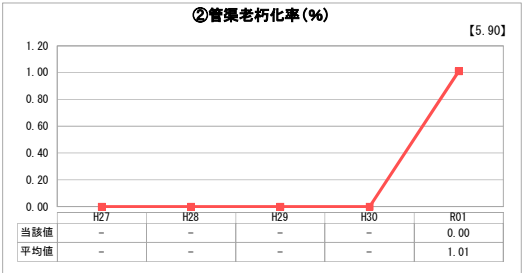
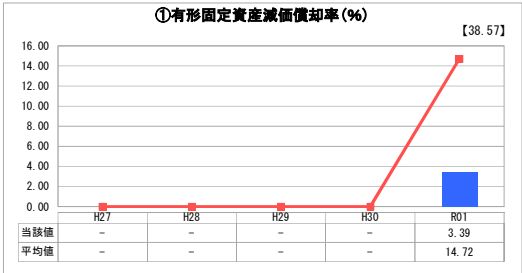
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
52,163	10.41	5,010.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
51,056	5.02	10,170.52

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
100%を上回っているものの、全国平均及び類似団体平均を下回っているため、今後も可能な限りの効率化を図り健全経営に努めていく必要がある。

②累積欠損金比率
次損金が発生していないため、0%である。

③流動比率
全国平均及び類似団体平均を大幅に下回っているが、短期債務には建設改良費等に充てられた企業債も含まれている。

④企業債残高対事業規模比率
全国平均及び類似団体平均に比して高い水準にあるものの、企業債残高は今後も減少していく見通しである。

⑤経費回収率
全国平均及び類似団体平均に比して低い値となっている。今後企業債の償還等により徐々に上昇していくものと考えられるが、同時に経年による管路補修・維持管理コストも増加していくことから、計画的な管理運営に努める必要がある。

⑥汚水処理原価
全国平均及び類似団体平均と比べると依然として高い値を示しているが、供用開始区域拡大と水洗化率の向上に伴う有収水量増加により良好な水準に向かうと見込んでいる。一方で、節水化等により有収水量が減少する可能性もあるため、その動向を注視し流域下水処理場の管理団体に適切な運営を働きかける必要がある。

⑧水洗化率
全国平均及び類似団体平均と比べて下回っているものの、処理区域内の水洗化率は着実に向上している。今後も水質保全の観点から、水洗化率の向上に努めていく。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率
令和元年度から公営企業会計へ移行したため、減価償却の実績がなく低い数値となっている。

③管渠改善率
類似団体平均より高いものの全国平均より大幅に下回っており、現時点では耐用年数を超える施設はない。雨水施設については、町内にある4か所のポンプ場の内、1か所は平成23年に改築済みであり、残りのポンプ場については平成28年度に府中町下水道ストックマネジメント計画を国に提出し改築事業を実施している。今後も引き続き雨水管渠及びポンプ場施設の長寿命化を図っていく予定である。

汚水施設については、令和7年度末に概ねの整備が完了する見込みであり、今後は汚水管渠のテレビカメラ調査等の結果に基づき、順次改築・更新を図っていく必要がある。

全体総括

令和7年度末には事業計画区域の整備をほぼ完了し、下水道処理人口普及率概ね100%を達成する予定である。その後は敷設から40年を経過する污水管渠が増加してくるため、府中町下水道ストックマネジメント計画に基づいて調査を行い、施設の更新及び老朽化対策を講じていくことが事業の主体となる。

なお、令和2年度末の策定を目指して取り組んでいる「下水道事業経営戦略」の投資・財政計画に基づき、公費負担と下水道使用料の適正化について定期的に見直し、計画的に事業を進めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕	本年度 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	834,491	954,195	870,551	920,330	929,856	927,492	983,496	901,937	912,059	943,642	962,089	963,078
		(1) 料 金 収 入	520,226	530,825	539,026	540,321	541,527	542,516	543,398	549,504	555,511	561,256	567,066	573,946
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) そ の 他	314,265	423,370	331,525	380,009	388,329	384,976	440,098	352,433	356,548	382,386	395,023	389,132
		うち雨水処理負担金	307,810	410,136	324,529	368,991	375,907	373,731	424,196	344,877	348,974	371,936	384,095	380,520
	収 入	2. 営 業 外 収 益	384,480	372,853	379,811	376,477	374,305	378,271	378,409	374,010	372,908	376,490	374,033	373,924
		(1) 補 助 金 等	129,474	113,911	121,504	118,063	116,015	115,946	114,969	114,889	116,733	119,484	117,166	116,164
		他会計補助金(基準外)												
		他会計負担金(基準内)	129,474	113,911	121,504	118,063	116,015	115,946	114,969	114,889	116,733	119,484	117,166	116,164
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	254,942	258,251	257,687	257,797	257,675	261,711	262,826	258,508	255,563	256,394	256,257	257,151
収 益 的 支 出	支 出	(3) そ の 他	64	691	620	617	615	614	614	613	612	612	610	609
		収 入 計 (C)	1,218,971	1,327,048	1,250,362	1,296,807	1,304,161	1,305,763	1,361,905	1,275,947	1,284,967	1,320,132	1,336,122	1,337,002
		1. 営 業 費 用	1,070,890	1,196,215	1,127,891	1,195,937	1,211,503	1,218,708	1,279,996	1,198,828	1,204,706	1,240,652	1,248,937	1,247,251
		(1) 職 員 給 与 費	52,076	51,101	51,227	51,263	51,293	51,311	51,330	51,221	51,263	51,293	51,311	51,330
		基 本 給 与 費	27,287	28,619	28,911	28,936	28,962	28,978	28,994	28,911	28,936	28,962	28,978	28,994
	支 出	退 職 給 付 費												
		そ の 他	24,789	22,482	22,316	22,327	22,331	22,333	22,336	22,310	22,327	22,331	22,333	22,336
		(2) 経 費	271,900	386,697	310,818	364,686	369,210	363,202	413,152	337,623	344,039	372,125	376,671	362,869
		動 力 費	6,151	8,652	7,450	7,429	7,429	7,429	7,429	7,429	7,429	7,429	7,429	7,429
		修 繕 費	15,603	95,602	25,053	56,528	59,823	52,837	92,795	24,793	26,296	49,120	56,721	42,566
支 出	支 出	材 料 費												
		そ の 他	250,146	282,443	278,315	300,729	301,958	302,936	312,928	305,401	310,314	315,576	312,521	312,874
		(3) 減 価 償 却 費	746,914	758,417	763,701	778,877	788,541	803,172	813,978	809,984	807,622	816,250	820,955	826,430
		(4) 資 産 減 耗 費			2,145	1,111	2,459	1,023	1,536		1,782	984	6,622	
		2. 営 業 外 費 用	135,582	124,402	115,526	117,554	101,030	93,960	91,049	81,515	77,525	74,783	71,141	66,406
	支 出	(1) 支 払 利 息	127,739	116,528	107,650	107,650	90,902	84,264	78,492	73,773	69,474	65,422	61,128	57,284
		(2) そ の 他	7,843	7,874	7,876	9,904	10,128	9,696	12,557	7,742	8,051	9,361	10,013	9,122
		支 出 計 (D)	1,206,472	1,320,617	1,243,417	1,313,491	1,312,533	1,312,668	1,371,045	1,280,343	1,282,231	1,315,435	1,320,078	1,313,657
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	12,499	6,431	6,945	△ 16,684	△ 8,372	△ 6,905	△ 9,140	△ 4,396	2,736	4,697	16,044	23,345
		特 別 損 益 (F)	168		106									
特 別 損 失 (G)	10,753	632	546	472	460	457	459	453	448	444	437	427		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 10,585	△ 632	△ 440	△ 472	△ 460	△ 457	△ 459	△ 453	△ 448	△ 444	△ 437	△ 427		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,914	5,799	6,505	△ 17,156	△ 8,832	△ 7,362	△ 9,599	△ 4,849	2,288	4,253	15,607	22,918
翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			1,914	7,713	14,218	△ 2,938	△ 11,770	△ 19,132	△ 28,731	△ 33,580	△ 31,292	△ 27,039	△ 11,432	11,486
流 動 資 産 (J)	動 資 産		245,131	202,350	197,330	186,229	211,939	210,211	215,312	216,037	249,126	271,853	319,678	389,757
	う ち 未 収 金		88,328	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954	46,954
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債		863,195	849,122	852,823	866,029	856,721	857,702	891,153	885,645	957,663	963,473	1,112,274	1,134,487
	う ち 建 設 改 良 費 分		620,118	655,716	659,744	672,962	663,657	664,636	698,092	693,098	765,600	774,749	923,559	945,781
	う ち 一 時 借 入 金													
	う ち 未 払 金		228,777	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203	178,203
そ の 他 流 動 負 債			14,300	15,203	14,876	14,864	14,861	14,863	14,858	14,344	13,860	10,521	10,512	10,503
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						1.83	7.68	12.14	27.81	17.04	15.73	15.12	6.64	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			834,491	954,195	870,551	920,330	929,856	927,492	983,496	901,937	912,059	943,642	962,089	963,078
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度 区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 見 込 〕	本年度 （令和3年度）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	470,232	780,820	505,530	649,645	651,136	577,278	641,984	592,052	575,352	512,916	557,680	780,646	
		うち 資本費平準化債	156,200	156,500	173,800	163,100	153,200	131,500	118,800	113,900	116,000	114,800	105,200	83,700	
		2. 他 会 計 出 資 金	56,561	30,999	72,406										
		3. 他 会 計 補 助 金													
		4. 他 会 計 負 担 金													
		5. 他 会 計 借 入 金													
		6. 国（都道府県）補助金	165,420	399,079	78,014	217,144	234,560	212,803	249,133	201,238	150,182	100,650	141,680	181,500	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
		8. 工 事 負 担 金	13,251	15,584	20,232	17,900	27,386	28,316	28,306	30,601	28,164	28,026	23,833	19,695	
		9. そ の 他	7,636	7,200	6,000	6,136	4,540	3,380	2,106	2,198	3,747	5,346	6,966	8,537	
		計 (A)	713,100	1,233,682	682,182	890,825	917,622	821,777	921,529	826,089	757,445	646,938	730,159	990,378	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
		純 計 (A)−(B) (C)	713,100	1,233,682	682,182	890,825	917,622	821,777	921,529	826,089	757,445	646,938	730,159	990,378	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	597,094	1,112,996	536,768	738,366	734,580	687,104	787,017	661,173	575,166	412,328	479,840	586,023	
		うち 職 員 給 与 費	67,765	59,405	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	55,037	
		2. 企 業 債 償 還 金	623,954	623,479	660,038	664,067	677,285	667,980	668,959	702,415	696,911	768,933	774,749	923,559	
		3. 他会計長期借入返還金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他	6,038	5,212	5,500	5,000	5,000	4,000	4,000	8,856	8,856	8,487	8,487	9,963	
		計 (D)	1,227,086	1,741,687	1,202,306	1,407,433	1,416,865	1,359,084	1,459,976	1,372,444	1,280,933	1,189,748	1,263,076	1,519,545	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			513,986	508,005	520,124	516,608	499,243	537,307	538,447	546,355	523,488	542,810	532,917	529,167
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	491,972	508,005	508,159	522,191	538,908	582,149	597,530	610,559	618,045	655,397	677,285	720,269	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
		3. 繰 越 工 事 資 金													
		4. そ の 他	29,853		11,965										
		計 (F)	521,825	508,005	520,124	522,191	538,908	582,149	597,530	610,559	618,045	655,397	677,285	720,269	
補 填 財 源 不 足 額 (E)−(F)			△ 7,839	△ 0		△ 5,583	△ 39,665	△ 44,842	△ 59,083	△ 64,204	△ 94,557	△ 112,587	△ 144,368	△ 191,102	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)			8,116,590	8,273,931	8,119,423	8,105,001	8,078,852	7,988,150	7,961,175	7,850,812	7,729,253	7,473,236	7,256,167	7,113,254	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 見 込 〕	本年度 （令和3年度）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分		437,284	524,047	446,033	487,054	491,922	489,677	539,165	459,766	465,707	491,420	501,261	496,684
	うち 基 準 内 繰 入 金	437,284	524,047	446,033	487,054	491,922	489,677	539,165	459,766	465,707	491,420	501,261	496,684
	うち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分		56,561	30,999	72,406									
	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金	56,561	30,999	72,406									
合 計		493,845	555,046	518,439	487,054	491,922	489,677	539,165	459,766	465,707	491,420	501,261	496,684